

令和元年度水戸市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

1 水戸市歳入歳出決算書

- (1) 令和元年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度国民健康保険会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度駐車場事業会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度農業集落排水事業会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度東前第四土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度東前第二土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度公共用地先行取得事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度介護保険会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度介護サービス事業会計歳入歳出決算
- (11) 令和元年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算

2 政令で定める書類

- (1) 令和元年度歳入歳出決算事項別明細書
- (2) 令和元年度実質収支に関する調書
- (3) 令和元年度財産に関する調書

第3 審査の期間

令和2年7月14日から同年8月6日まで

第4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、決算書類その他関係書類は関係法令に準拠して作成しているか、計数は正確であるか及び予算の執行が適正に行われているかについて関係諸帳簿等と照合を行うとともに、7月17日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

第5 審査の結果

水戸市歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であることを認めた。また、予算の執行は適正であることを認めた。

第6 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた歳入総額は184,286,108,810円となり、前年度と比較して7,857,723,821円（4.1%）減少している。一方、歳出総額は176,495,780,080円となり、前年度と比較して8,184,407,102円（4.4%）減少している。この結果、歳入歳出差引額7,790,328,730円から、翌年度へ繰り越すべき財源2,620,206,683円を差し引いた実質収支額は5,170,122,047円となり、前年度と比較して219,557,601円（4.4%）増加している。

1 一般会計

一般会計の歳入総額は131,052,751,202円となり、前年度と比較して7,978,755,216円（5.7%）減少している。これは、東町運動公園整備事業の進捗などにより国庫支出金が1,490,196,766円（5.6%）、繰越金が2,731,439,784円（33.1%）、市役所新庁舎建設事業の進捗などにより市債が5,480,330,000円（26.7%）減少したことなどによるものである。

一方、歳出総額は125,423,897,827円となり、前年度と比較して8,096,990,083円（6.1%）減少している。これは、市役所新庁舎建設事業の進捗などにより総務費が7,280,598,719円（38.5%）、東町運動公園整備事業の進捗などにより教育費が5,950,169,366円（33.5%）減少したことなどによるものである。この結果、歳入歳出差引額5,628,853,375円から、翌年度へ繰り越すべき財源2,534,527,683円を差し引いた実質収支額は3,094,325,692円となり、前年度と比較して11,001,147円（0.4%）増加している。

(1) 財源別収入状況

一般会計の収入状況を財源別にみると、自主財源のうち、市税については、収入済額が42,168,941,678円となり、前年度と比較して260,807,933円（0.6%）増加している。また、繰越金については、前年度余剰繰越金の減により、前年度と比較して2,731,439,784円（33.1%）減少している。一方、依存財源のうち、地方交付税については、特別交付税の増などにより、前年度と比較して1,071,227,000円（8.4%）増加している。

なお、一般会計の調定額に対する収入率は98.0%となり、前年度と比較して変動はなかった。また、収入未済額は2,289,403,105円となり、前年度と比較して255,737,208円（10.0%）減少している。

(2) 性質別支出状況

一般会計の支出済額を性質別にみると、義務的経費のうち、扶助費については、幼児教育・保育の無償化の影響などにより、前年度と比較して1,747,605,321円（5.7%）増加している。また、投資的経費のうち、普通建設事業費については、市役所新庁舎建設事業や東町運動公園整備事業の進捗などにより、前年度と比較して9,707,005,746円（24.1%）減少し、台風19号に伴う災害復旧事業費が445,808,270円（皆増）となっている。

その他の経費のうち、貸付金については、泉町1丁目北地区再開発事業への貸付金の減などにより前年度と比較して787,930,000円（88.5%）減少している。

2 特別会計

特別会計の歳入総額は53,233,357,608円となり、前年度と比較して121,031,395円（0.2%）増加している。一方、歳出総額は51,071,882,253円となり、前年度と比較して87,417,019円（0.2%）減少している。この結果、歳入歳出差引額2,161,475,355円から、翌年度へ繰り越すべき財源85,679,000円を差し引いた実質収支額は2,075,796,355円となり、前年度と比較して208,556,454円（11.2%）増加

している。

また、一般会計から特別会計への繰出金総額は6,311,107,970円となり、前年度と比較して24,823,504円(0.4%)増加している。これは、国民健康保険会計への繰出金が244,896,000円(12.3%)減少したものの、介護保険会計への繰出金が233,241,000円(7.6%)増加したことなどによるものである。

なお、特別会計の調定額に対する収入率は95.1%となり、前年度と比較して0.5ポイント上昇している。また、収入未済額は2,264,607,124円となり、前年度と比較して327,696,590円(12.6%)減少している。

3 市債及び積立基金の状況

市債については、一般会計及び特別会計において、元金 10,136,879,661 円を償還したが、15,231,670,000 円の借り入れを行ったため、差し引きで 5,094,790,339 円増加し、当年度末現在高は 130,274,173,923 円となっている。

また、積立基金については、総額で 1,766,406,802 円が積み立てられたが、財政調整基金において 4,658,332,000 円が取り崩されたことなどにより、差し引きで 4,733,842,753 円減少し、当年度末現在高は 3,719,521,459 円となっている。

第7 意見

当年度においては、4大プロジェクトの推進に加え、中核市移行準備への対応や小中学校施設に関する各事業の推進により、一般会計の実質収支額は前年度と比較して約1千百万円増加したものの、財政調整基金の現在高は約31億1千万円減少し、市債現在高は約50億9千万円増加するなど、厳しい財政状況となっている。今後においては、新市民会館の整備の進捗や災害、感染症対策などの財政需要に的確に対応するため、次の事項に留意しながら、行財政改革に取り組むとともに、中長期的な財政見通しに基づき、持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営に努められたい。

1 収入未済額の縮減について

一般会計と特別会計を合わせた収入未済額は約45億5千万円で、前年度と比較して約5億8千万円減少するなど、全庁的な収納対策の成果が表れているが、引き続き、滞納初期の速やかな対応や適切な滞納処分等により収入未済額の縮減に取り組むとともに、納期限内に納付した方との負担の公平を図る観点から、延滞金や督促手数料の適切な徴収に努められたい。

2 公有財産の適正な管理について

公有財産は、市民共有の貴重な財産として適正に管理が必要なものであるが、財産の異動に伴う報告に遅れなどが見受けられた。未利用地等を経営資源として有効に活用していくためにも公有財産の適切な把握は必要不可欠である。全庁的な公有財産の管理体制を構築するなど、公有財産の適正管理に努められたい。

3 行財政改革の着実な推進について

限られた財源や人的資源を最大限活用し、質の高い政策の実現を図るためにはこれまで以上に行政運営の効率化が求められているところである。感染症等の影響による厳しい財政状況が見込まれる中、全ての行財政改革を実施していくのは困難であるが、優先的に取り組むべき課題については先送りにすることなく、3か年実施計画等に位置付けるなど、着実な推進に努められたい。

令和元年度水戸市基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項に基づく審査

第2 審査の対象

令和元年度土地開発基金

第3 審査の期間

令和2年7月14日から同年8月6日まで

第4 審査の実施内容等

審査に当たっては、水戸市監査基準（令和2年水戸市監査委員告示第1号）にのっとり、基金の運用状況を示す書類の計数は正確であるか、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿及び証書類と照合を行うとともに、7月17日には、監査委員室において関係職員から説明を聴取し、定期監査及び例月出納検査の資料も活用して審査を実施した。

第5 審査の結果

基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、正確であることを認めた。また、基金の運用は確実に行われていることを認めた。

第6 基金の運用状況

基金の額は2,570,000,000円となっている。当年度の運用状況は、土地取得高13,591.19㎡、347,879,938円、土地引渡高2,169.72㎡、116,322,893円であり、土地保有高は71,714.87㎡、1,886,830,305円となっている。また、現金残高は683,169,695円となっており、これは基金総額の約26%となっている。

なお、基金から生じた収益1,443,564円は、一般会計に収入されている。

第7 意見

基金による用地取得後、償還がされないまま事業に供している土地については、順次、償還が行われているものの、取得後20年以上経過し、一般会計による償還がされないまま道路として供用している土地の保有高は、約1万2千㎡、約8億2千万円であり、依然として基金総額の30%以上を占めるものとなっている。土地開発基金は、事業の円滑な執行を図るために必要な用地の先行取得を行うために設置されたものであることから、運用状況からみた基金のあり方についても検討しながら計画的な償還に努められたい。